



名古屋市立大学大学院
経済学研究科准教授

高橋 二郎氏

オーブン カレッジ

近年、企業の利益調整行動に対する否定的な見解を目的とすることが多くある。ここでは、粉飾決算とは異なる、会計ルールで認められている範囲内で行われる企業の利益

企業の利益調整行動に対するもう一つの見解

たかはし じろう 財務会計。京都大学大学院経済学研究科博士後期課程修了・博士（経済学）。1979年生まれ。

調整行動について考えてみたい。

970年代以降、数多くの研究成果が蓄積されている。例

一般的に、企業の利益調整行動とは、何らかの意図で会計利益を操作することを目的とした裁量行動と考えられている。よく批判のやり玉に

え、利益と関連する報酬契約、財務制限条項の付いた負債契約や目標利益（アナリス

動のうち会計方針の選択や会計の見積りなどによる会計的裁量行動であり、ここでは企業の利己主義的な側面が強調されている。

税金、産業規制や経営者の交代などが利益圧縮型の利益調整行動のインセンティブとなり得ることなどが明らかにされている。

企業の利益調整行動に関する研究は実証的な会計研究の主要領域のひとつであり、1

実際、企業の利益調整行動が問題視され、会計基準が整

情報価値の側面にも注目

備されたケースが存在する。80年代の米国では、経営者の交代に起因したビッグ・バス（極端な利益圧縮行動）がしばしば観察された。ここでは、明確な会計基準が存在しないことを利用した固定資産の裁量的な評価切下げ行動が蔓延していたことが明らかにされた。このような裁量行動を抑

制するために、95年に、いわゆる減損会計基準（SFAS 121号）が新設されたのである。しかしながら、減損会計基準設定後の期間を分析した実証研究において、経営者の交代に伴うビッグ・バスの手段として減損会計基準が利用されているケースが増加し

ていることが確認されている。このことは、会計基準の明確化によって、むしろ新たな利益調整手段が企業に提供されたかのような帰結をもたらしているものと解釈することができる。この事例は、企業、最近の実証研究では、銀行業の貸倒引当金のうち裁量的な部分や裁量的なりストラ関連費用などに一定の情報価値があることが確認されている。利益調整行動の利己主義的な側面のみを強調するのではなく、このような利益調整行動が持つ情報志向的な側面も念頭に入れ、企業の利益調整行動について複合的な視点から捉えなおす必要があるのかもしれない。

